

愛^え顔^がつなぐえひめ国体伊予市通信業務実施要項

(平成28年2月1日 第5回総務企画専門委員会決定)

1 目的

この要項は、愛^え顔^がつなぐえひめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における通信業務対策に万全を期し、大会の円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 実施方法

愛^え顔^がつなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、愛^え顔^がつなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会との相互連携のもとに、関係機関及び団体の協力を得て、通信業務を実施する。

3 通信業務の種類

(1) 大会運営に関する通信

実行委員会は、競技団体等と協力して、競技会場及び練習会場等に必要な通信機器を設置し、競技式典及び競技会の円滑な運営を図る。

(2) 記録業務に関する通信

実行委員会は、記録本部及び各競技会場に必要な通信機器を設置し、迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

(3) 輸送・交通業務に関する通信

実行委員会は、選手、監督、競技役員、その他大会関係者及び一般観覧者（以下「大会関係者等」という。）の輸送及び各競技会場の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通業務の円滑な運営を図る。

(4) 大会関係者等の便宜に関する通信

実行委員会は、案内所等で競技、宿泊、医療及び観光等の情報を集約して提供し、大会関係者等の便宜を図る。

(5) 消防防災・警備に関する通信

実行委員会は、関係機関及び団体と連携し、消防防災・警備業務の実施に必要な通信体制を確立する。

4 通信機器

前項の業務を遂行するために使用する通信機器は、概ね次のとおりとする。

- (1) 臨時加入電話
- (2) 携帯電話
- (3) 無線通信機器

- (4) パソコン
- (5) ファクシミリ

5 設置

- (1) 臨時加入電話、パソコン、ファクシミリは、競技本部、記録本部及び伊予市実施本部事務局、その他の必要な箇所に設置する。
- (2) 携帯電話及び無線通信機器は、大会運営上必要と認める者に携帯させる。
- (3) 通信機器の設置については、大会運営に支障のない日時までに完了することとし、設置期間は、原則として大会開催期間中とする。ただし、必要に応じて公式練習日を含むものとする。
- (4) 期間中の設置数、使用時間及び設置場所等については、競技団体及び関係機関・団体と協議のうえ決定する。

6 通信機器の管理及び保管

- (1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。
- (2) 大会終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者は、これを取りまとめ、実行委員会に返還するものとする。
- (3) 通信機器を破損又は忘失したときは、管理担当者は、管理責任者に直ちに報告し、管理責任者の指示に従うものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、通信業務に関して、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年2月1日から施行する。